

令和 7 年度

第 2 回千葉市環境影響評価審査会

議 事 錄

令和 8 年 1 月 9 日（金）

千葉市環境局環境保全部環境保全課

令和 7 年度第 2 回千葉市環境影響評価審査会次第

令和 8 年 1 月 9 日 (金)

午前 10 時 00 分～10 時 14 分

千葉市役所 2 階 X L 会議室 202

1 開 会

2 議 題

(1) 習志野市新清掃工場建設事業に係る環境影響評価準備書について(答申書審議)

3 閉 会

配付資料

- 資料 1 習志野市新清掃工場建設事業に係る環境影響評価準備書（第 1 回会議資料）
- 資料 2 習志野市新清掃工場建設事業に係る環境影響評価準備書 説明資料（第 1 回会議資料）
- 資料 3 令和 7 年度第 1 回千葉市環境影響評価審査会における委員意見と事業者見解
- 資料 4 習志野市新清掃工場建設事業に係る環境影響評価準備書について
(答申案) (当日配布)

午前10時00分 開会

【辻本環境保全課長補佐】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和7年度第2回千葉市環境影響評価審査会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めます環境保全課課長補佐の辻本でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

初めに、本日の審査会の成立についてご報告いたします。千葉市環境影響評価条例施行規則第95条第2項の規定により、この審査会の開催には委員の半数以上の出席が必要です。委員総数18名のところ、本日は10名の方にご出席をいただきておりますので、本日の審査会は成立しておりますことをご報告いたします。

次に、本日の会議資料については、お手元の次第に記載のとおりです。なお、資料4の答申案につきましては、事業者との質疑応答が終了し次第、皆様に配付いたします。不足等がありましたら、事務局までお知らせください。

次に、会議・議事録の公開についてご説明いたします。本日の会議は、千葉市情報公開条例の規定により公開となっております。議事録も委員の皆様に承認いただいた後、公表することとなりますので、予めご了承をお願いいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

ここからの議事の進行につきましては、岡本会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

【岡本会長】 それでは、これより議事に入りたいと思います。私は着席して進めさせていただきますので、ご説明してくださる皆様も着席したままで結構でございます。

それでは、議事に入ります。

議題（1）「習志野市新清掃工場建設事業に係る環境影響評価準備書について（答申案審議）」です。事業者から準備書に関する説明を受けようと思います。事業者が入室しますので、しばらくの間お待ちください。よろしくお願ひいたします。

（事業者入室）

【岡本会長】 事業者の皆様、準備はよろしいでしょうか。

それでは、資料3について説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【事業者】 習志野市役所新清掃工場建設課と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

それでは、令和7年度第1回千葉市環境影響評価審査会における委員意見と事業者見解についてご説明させていただきます。資料3をご覧ください。質疑、意見につきまして、前回の審査会での意見に対する見解は省略させていただき、審査会後に追記した下線部分についてご説明させていただきます。

まず、No.11 土壌・地下水質に関して、地下水調査における観測井戸の深度については、深度10mで第一帶水層の地下水を探水しております。

次に、No.12 土壌・地下水質における工事中の地下水の施策に関して、工事中の地

下水に対しましては、遮水壁で地下水を遮断するなど適切な対策を講じまして施工することを検討しております。

次に、No.15 生態系に関しまして、事後調査におけるチョウゲンボウの代替巣の利用状況及び繁殖状況の確認につきましては、新施設供用後から現施設の解体が完了するまで行います。その際、チョウゲンボウだけでなく、イソヒヨドリ等の他の鳥類が確認された場合には、確認状況を記録するなど留意いたします。

このほかの事業者見解につきましては、冒頭に申し上げましたとおり、前回の審査会でご説明したこととなりますので、以上をもちまして説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

【岡本会長】 説明ありがとうございました。

それでは、委員の先生方、意見、質問等がありましたらお願いします。

先生方、いかがでしょうか。ご意見のある先生方は挙手をお願いしたいと思います。もしなければ、本日の事業者の見解は全て了承するということでまとめてよろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。それでは、事業者の皆さん、せっかく来ていただいたのですが、先生方は事業者の見解について全て了承ということなので、以上で結構でございます。それでは、退室をされて結構でございます。ご説明どうもありがとうございました。

(事業者退室)

【岡本会長】 それでは、これまでの審議を踏まえまして、事務局と相談をして、委員の皆様にご確認いただいた上で答申案を作成いたしましたので、事務局におかれましては皆様へこの資料の配付をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(答申案を配付)

【岡本会長】 先生方、お手元に届きましたでしょうか。

それでは、事務局より資料の説明をお願いいたします。

【奥村環境保全課長】 それでは、ご説明いたします。

答申案につきましては、総論、各論で構成しております。内容を読み上げさせていただきます。

習志野市新清掃工場建設事業に係る環境影響評価準備書に対する環境保全の見地からの意見。

総論

- 1 事業の実施にあたっては、環境影響評価準備書に記載されている環境保全措置を確実に実行するとともに、環境保全対策に関する最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- 2 市民による環境影響評価に関する情報アクセスの利便性の向上及び事業に対する理解の促進の観点から、環境影響評価図書については、縦覧終了後もインターネットでの継続公表に努めること。

各論

1 大気質

- (1) 既存施設の解体にあたっては、石綿及びダイオキシン類等の除去について飛散・漏えいの防止対策の徹底を図るとともに、具体的な方法を環境影響評価書において明らかにすること。
- (2) 煙突の位置及び出口周辺の形状については、準備書における予測条件（周辺建屋との関係を含む。）が順守されるような詳細設計を行うこと。

2 生態系

- (1) 緑地における植栽について、チョウゲンボウの生息や周辺の公園との連続性に配慮した計画となるよう努めること。
- (2) 監視計画において、施工時にはチョウゲンボウに係る代替巣の利用状況及び繁殖状況について調査をすることになっているが、供用時においても他の鳥類も含め生息状況について把握するよう努めること。

3 残土・廃棄物

- (1) 既存施設の解体時に特別管理産業廃棄物やフロンが発生することが想定される場合は、処理方法について評価書に記載すること。
- (2) 場外に搬出する残土及び廃棄物について、適正処理の確保の観点から、事後調査の項目に追加すること。

事務局からの説明は以上となります。

【岡本会長】 どうもありがとうございました。

ただいま、事務局から答申案について説明がありました。事前に確認させていただいておりますが、何かさらにはかにご意見等はございますか。もしありましたら、先生方、よろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日付でこの案を答申といたします。

答申書につきましては、会議終了後、事務局に渡しますので、事務局におかれましては、その後、答申書の写しを委員の皆様へ送付するようにしてください。よろしくお願ひします。

【奥村環境保全課長】 承知いたしました。

【岡本会長】 それでは、本日の議題は全て終了いたしましたので、進行を事務局にお返しいたします。

【辻本環境保全課長補佐】 岡本会長、ありがとうございました。

事務局からは2点ご連絡いたします。

1点目は、議事録の確認についてです。本日の議事録は事務局にて案を作成後、委員の皆様にご確認いただき、議事録として公表させていただきます。

2点目は、次回審査会の日程についてです。次回、第3回審査会は、3月9日（月曜日）に開催する予定です。

事務局からの連絡は以上です。

これをもちまして、令和 7 年度第 2 回環境影響評価審査会を終了いたします。ご審議どうもありがとうございました。

午前 10 時 14 分 閉会